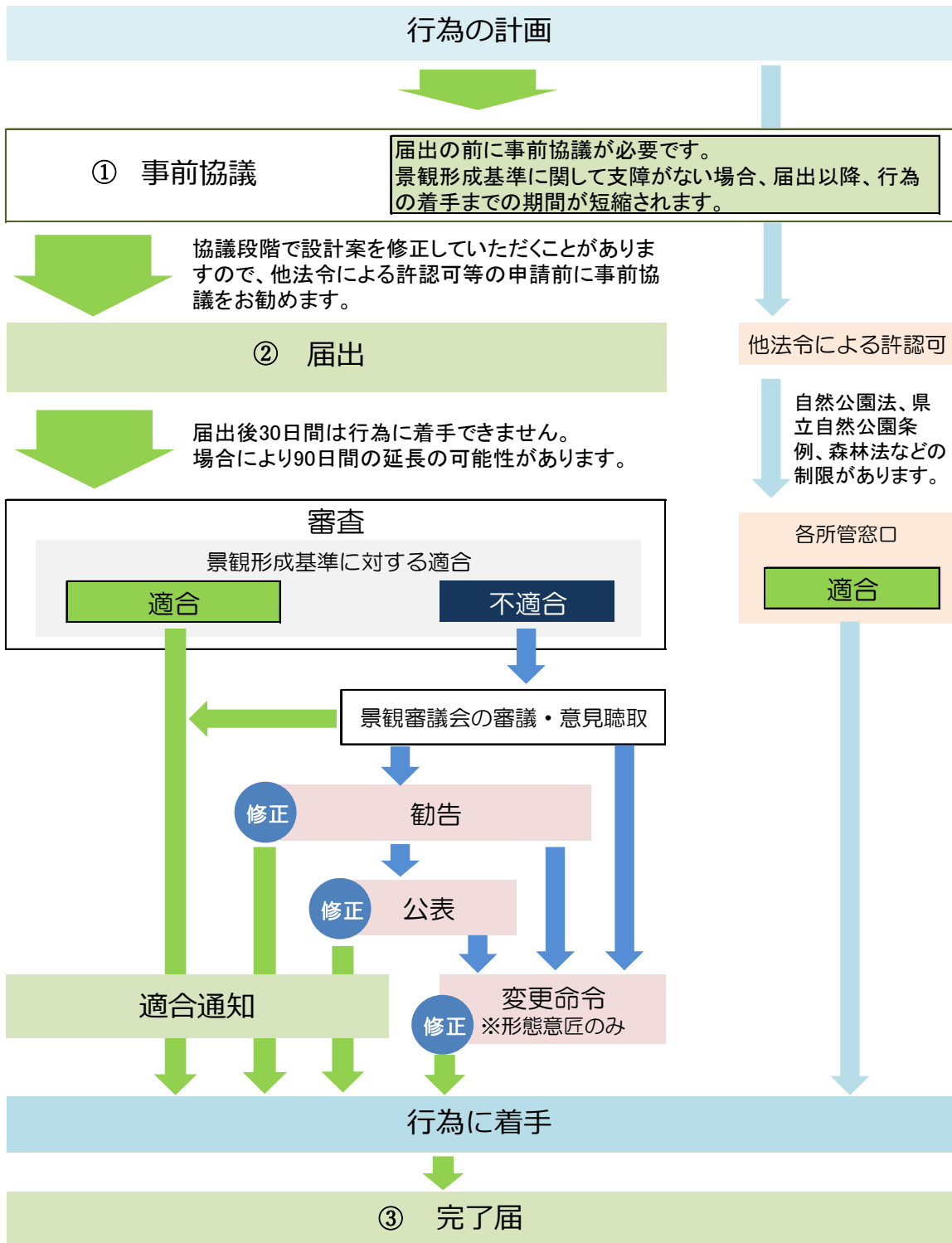


届出手続きの流れ



① 事前協議 ※届出前に事前の協議をしてください。

①豊後大野市景観計画区域内行為事前協議書 1部 (行為の種類に応じて様式第3号別紙1~6を添付) ②届出に必要な図書 ③届出チェックシート

② 届出 ※行為着手の30日前までに届出が必要です。

①豊後大野市景観計画区域内行為届出書 1部 (行為の種類に応じて様式第3号別紙1~6を添付) ※協議時と変更がなければ上記②、③の再度添付は必要ありません。

③ 完了届 ※行為が完了しましたら速やかに豊後大野市長に完了届を提出してください。

①豊後大野市景観計画区域内行為完了届出書 1部 ②行為完了後の状況を示す写真 (2方向以上)